

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（許可申請書のその他の添付書類） 第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 「一・一の二 略」</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第三十四条の三十七及び第三十四条の四十八第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号イから二までのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者を当該役員が誓約する書面</p> <p>「二の二く十四 略」</p>	<p>（許可申請書のその他の添付書類） 第三十四条の三十四 「同上」</p> <p>「一・一の二 同上」</p> <p>二 法人であるときは、役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号、第三十四条の三十七及び第三十四条の四十八第一項において同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）、役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号イからハまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面及び役員が同条第四号イからチまでのいずれにも該当しない者を当該役員が誓約する書面</p> <p>「二の二く十四 同上」</p>

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〕三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 精神の機能の障害により銀行代理業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に扱われている者

〔ハ〕チ 略〕

五 申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〕ロ 略〕

ハ 役員のうち精神の機能の障害のため銀行代理業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者のある者

ニ 役員のうち前号ロからチまでのいずれかに該当する者のある者

〔六〕七 略〕

(心身の故障のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行する

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

〔ハ〕チ 同上〕

五 〔同上〕

〔イ〕ロ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

ハ 役員のうち前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

〔六〕七 同上〕

ことができない者等)

第三十四条の六十四の六の二 法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため電子決済等代行業に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

2 法第五十二条の六十一の五第一項第三号ロに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害により電子決済等代行業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者)

第三十四条の六十五 法第五十二条の六十二第一項第四号イに規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(割合の算定)

第三十四条の六十五の二 「略」

(指定申請書の添付書類)

第三十四条の六十八 「略」

2 「略」

「条を加える。」

「条を加える。」

(割合の算定)

第三十四条の六十五 「同上」

(指定申請書の添付書類)

第三十四条の六十八 「同上」

2 「同上」

<p>3 法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>〔一〇四 略〕</p> <p>五 役員が法第五十二条の六十二第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）</p> <p>〔六〇九 略〕</p>	<p>3 〔同上〕</p> <p>〔一〇四 同上〕</p> <p>五 役員が法第五十二条の六十二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）</p> <p>〔六〇九 同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。